

食の安全・安心推進横浜会議リスクコミュニケーション検討部会設置要綱

制 定 平成 24 年 7 月 9 日

(設置)

第 1 条 食の安全・安心推進横浜会議運営要綱第 7 条の規定に基づき、リスクコミュニケーション検討部会（以下「部会」という。）を設置する。

(検討事項)

第 2 条 部会は、次に定める事項について検討する。

- (1) 食の安全・安心に関するリスクコミュニケーションの推進に関すること。
- (2) 食の安全・安心の確保に関する広報・啓発に関すること。
- (3) 食の安全・安心の確保に関する情報の収集・提供の推進に関すること。

(組織)

第 3 条 部会の委員は、食の安全・安心推進横浜会議委員及び臨時委員のうちから、若干名をもって組織する。

- 2 部会に部会長を置き、部会長は、委員の互選によって定める。
- 3 部会長に事故あるとき又は不在のときは、あらかじめ部会長が指名する者がその職務を代理する。
- 4 部会長は必要に応じて部会員以外の者を部会に出席させることができる。

(準用)

第 4 条 部会の会議及び会議の公開については、食の安全・安心推進横浜会議運営要綱第 6 条及び第 8 条の規定を準用する。

(庶務)

第 5 条 部会の庶務は、健康福祉局健康安全部食品衛生課において処理する。

(委任)

第 6 条 この要綱に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 24 年 7 月 9 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行後最初の部会は、第 4 条の規定にかかわらず、食の横浜会議会長が招集する。